

石川県
HTLV-1 母子感染予防対策マニュアル
〔第1版〕

平成26年5月

石川県周産期医療ワーキング会議

石川県健康福祉部少子化対策監室

目次

1 妊婦に対するHTLV-1スクリーニングの進め方

- (1) HTLV-1スクリーニングの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) HTLV-1スクリーニング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2 石川県におけるHTLV-1母子感染予防対策について

- (1) 石川県HTLV-1母子感染予防対策フローチャート・・・・・・・・・・・・・3
- (2) 石川県HTLV-1母子感染予防対策体制図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

3 各関係機関の役割

- (1) 産科医療機関の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- (2) 専門医療機関の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- (3) 小児科医療機関の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- (4) 保健機関（市町・県保健福祉センター等）の役割・・・・・・・・・・・・・11

4 関係機関

- (1) 妊婦健診実施機関一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- (2) 相談窓口一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- (3) 妊産婦指導連絡票送付先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- (4) 県内市町母子保健担当課一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- (5) 専門医療機関の連絡窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- (6) 関係者の相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

5 様式

- (1) 配布用リーフレット
 - ①妊娠届出時・抗体検査受診時配布用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
 - ②母の抗体検査陽性時配布用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
 - ③母の確認検査陽性時配布用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
 - ④母の確認検査判定保留時配布用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
 - ⑤子の確認検査陽性時配布用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- (2) 連携様式
 - ①スクリーニング検査要精検者連絡票（かかりつけ医療機関 → 専門医療機関）・・・・27
 - ②妊産婦指導連絡票（医療機関 → 保健福祉センター）・・・・・・・・・・・・・・・・・28
 - ③妊産婦相談結果連絡票（保健福祉センター → 医療機関）・・・・・・・・・・・・・・・・・29

1. 妊婦に対する HTLV-1 スクリーニングの進め方

(1) HTLV-1 スクリーニングの目的

現在の医学では、キャリアの体内から ヒト T 細胞白血病ウイルス-1 型 (HTLV-1) を追いつくことは残念ながらできない。従って、成人 T 細胞白血病 (ATL) を予防するためには「母子感染によるキャリアを作らない」ことが大切である。HTLV-1 スクリーニングを行うことによって、妊婦がキャリアかどうか分かる可能性がある。キャリアでなければ安心して母乳栄養を行うことができる。もしキャリアであった場合、妊婦自身がキャリアであることで悩むかもしれないが、子どもが感染する可能性を減らすチャンスを得ることができる。

(2) HTLV-1 スクリーニング

HTLV-1 スクリーニング (血中 HTLV-1 抗体測定) を妊娠初期から妊娠 30 週頃までに PA 法もしくは EIA 法 (CLEIA 法) で行なう。これは、妊娠末期にスクリーニングを行なうと、陽性の場合に、母乳栄養法等の母子感染予防対策について十分に相談する時間をとれない可能性があるからである。また検査を施行する前に HTLV-1 抗体検査の意義や実施の方法についてわかりやすいパンフレットを手渡すことも理解を深めることになる。CLEIA 法は化学発光酵素免疫測定法であり、酵素免疫測定法 (EIA 法) に基づく検査である。PA 法は粒子凝集法である。HTLV-1 キャリア妊婦のスクリーニングにおいて両検査法を施行する必要はなく、どちらか一方のスクリーニングで十分である。ただし、どちらの方法にも非特異反応による偽陽性が存在する。そのため、どちらかの検査法で陽性と診断された場合、必ず精密検査 (確認検査) Western blot 法 (WB 法) を行なう必要がある。両者とも陽性であれば HTLV-1 キャリアとして対応する (図 1)。また一次スクリーニング (PA 法または CLEIA 法) で陽性であっても WB 法で陰性であれば、陰性として取り扱う (図 1)。なお、確認検査を行なっても判定保留となる場合があることをあらかじめ説明しておくことは重要である。

*安易に一次スクリーニングの検査法が陽性であっただけで HTLV-1 キャリアと告知することは、絶対に避けなければならない。

確認検査が陽性である場合の告知は特に慎重に行う必要がある。将来の ATL 発症率などを示し、母乳を介して HTLV-1 母子感染が生じる可能性があることなどの知識を提供する。不安をかきたてないような細心の配慮が必要である。家族への説明は妊婦本人が希望した時のみ行なう。

図1 HTLV-1スクリーニングの進め方

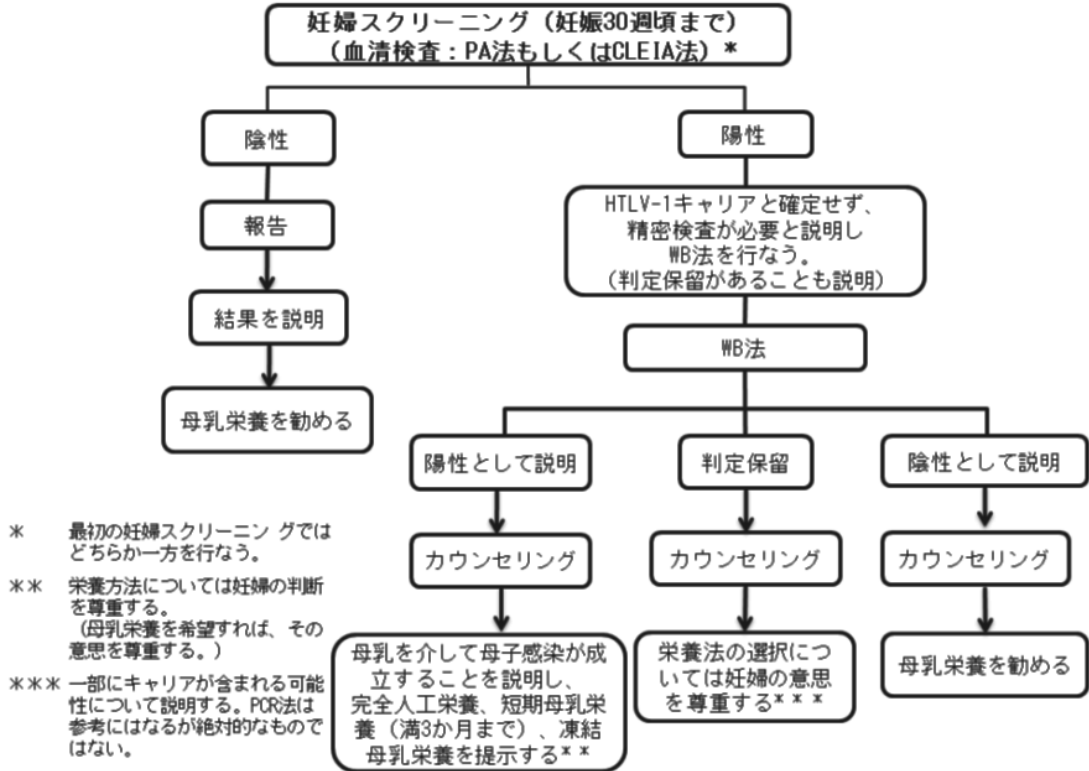
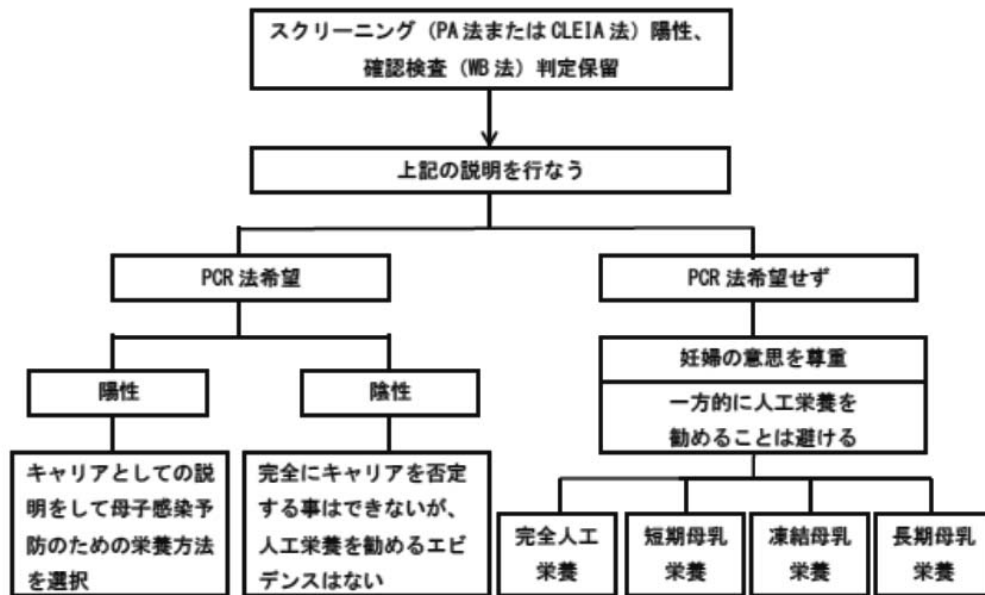


図2 WB法で判定保留となった場合の対応



詳しくは、下記マニュアルをご参照ください。

平成 23 年 3 月 HTLV-1 母子感染予防対策医師向け手引き

厚生労働省発行

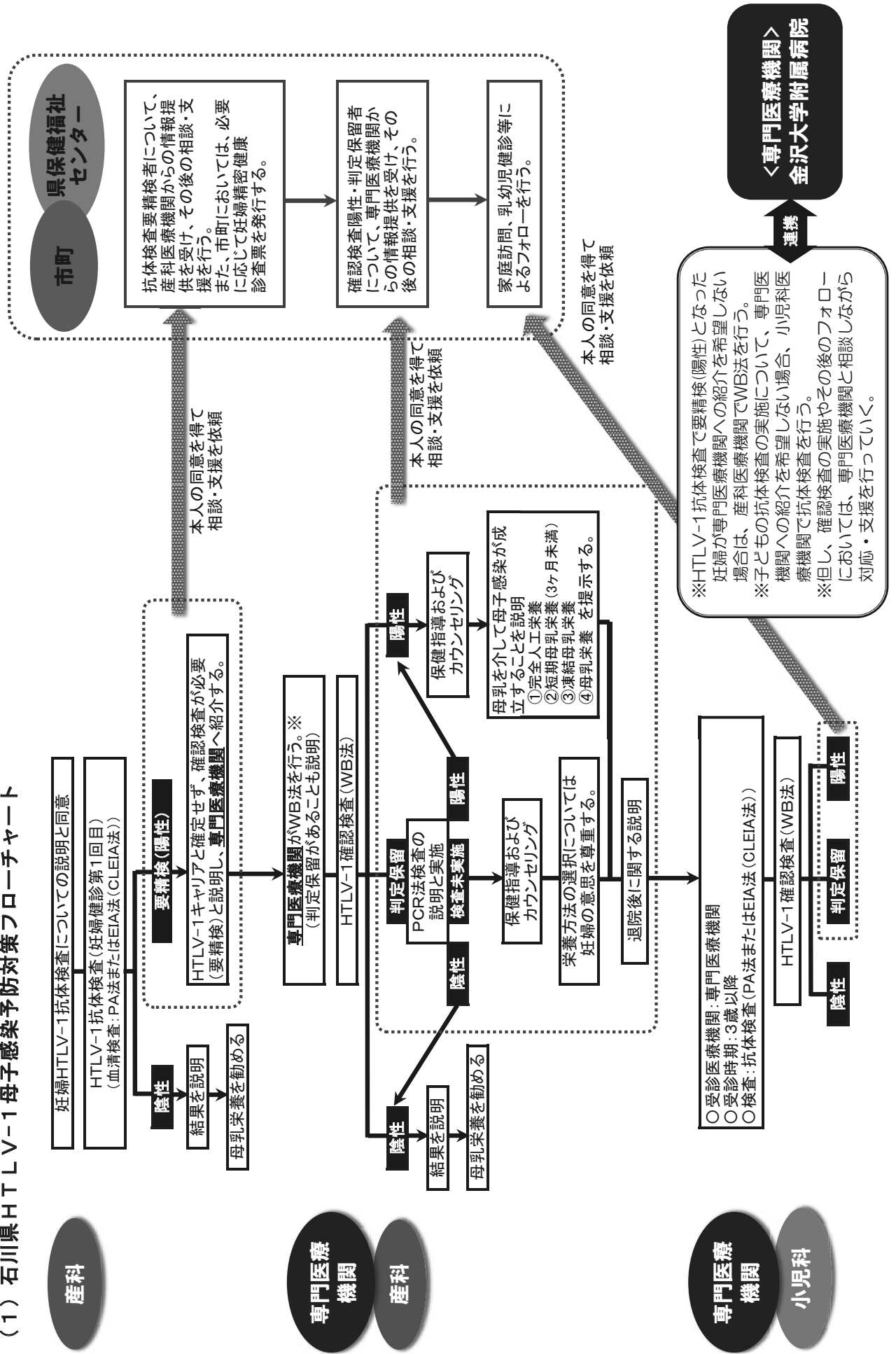
平成 23 年 3 月 HTLV-1 母子感染予防対策保健指導マニュアル (改訂版)

厚生労働省発行

※ダウンロードが必要な場合は、厚生労働省のホームページ等をご覧ください。

2 石川県におけるHTLV-1母子感染予防対策について

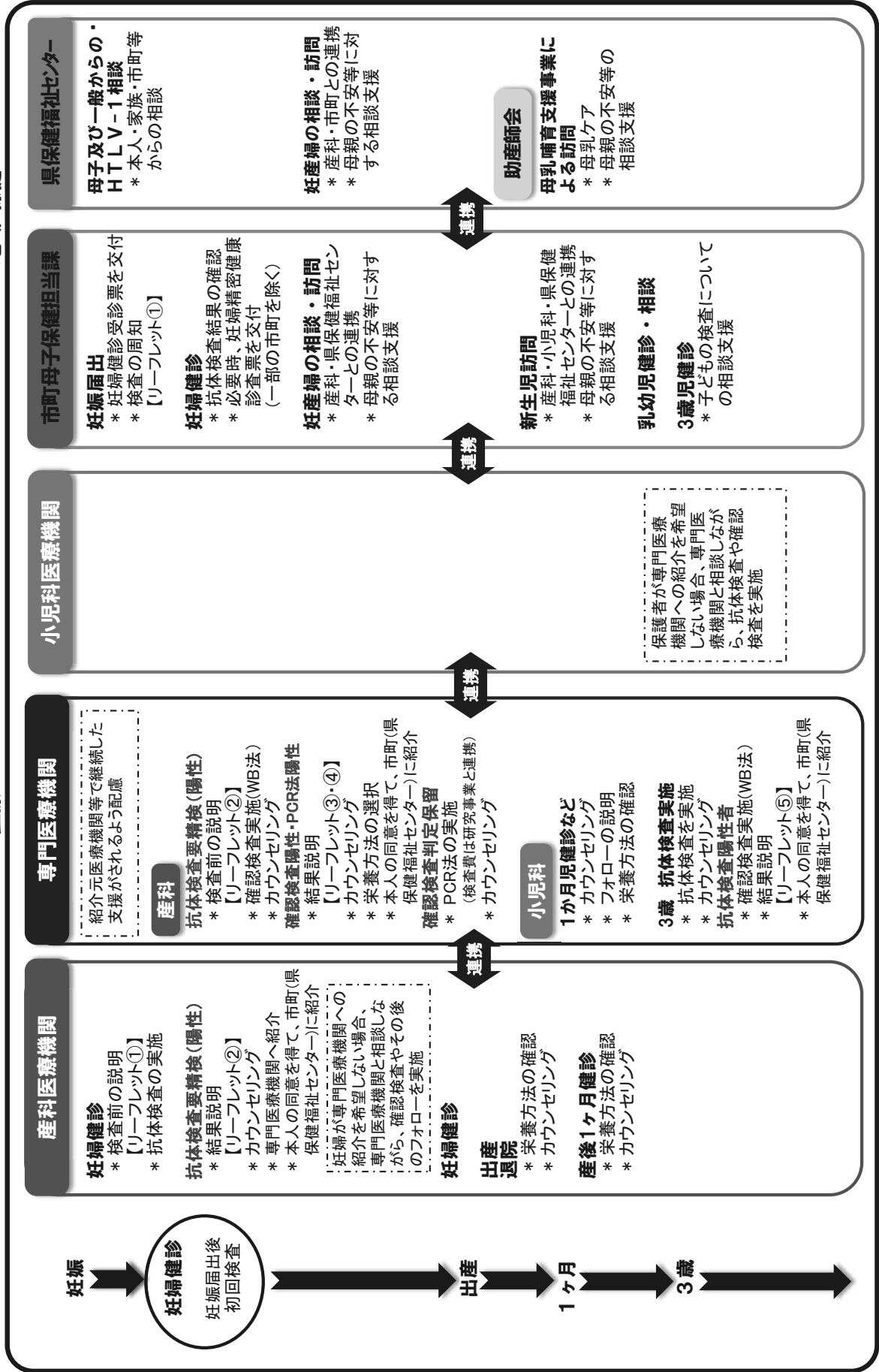
(1) 石川県HTLV-1母子感染予防対策フローチャート



(2) 石川県HTLV-1母子感染予防対策体制図

<地域・保健>

<医療>



3 各関係機関の役割

【産科の役割】

(1) 産科医療機関の役割

1) 妊婦健診の HTLV-1 抗体検査（一次スクリーニング）の実施

①検査前の説明【リーフレット①】

- ・ HTLV-1 の感染により発症する病気（ATL 及び HAM）
- ・ HTLV-1 の感染経路
- ・ HTLV-1 抗体検査の目的

②HTLV-1 抗体検査の実施

2) 妊婦健診の HTLV-1 抗体検査（一次スクリーニング）要精検（陽性）の場合

①結果の説明【リーフレット②】

- ・ HTLV-1 の感染により発症する病気（ATL 及び HAM）
- ・ HTLV-1 の感染経路
- ・ HTLV-1 確認検査（ウエスタンブロット法：WB 法）の目的と方法
※WB 法を施行しても判定保留が少なからず存在することを説明しておく。
- ・ 検査費用：保険診療（一部の市町では妊婦精密健康診査票の活用が可能）

②カウンセリング

③専門医療機関へ紹介

- ・ HTLV-1 抗体検査要精検者については、専門医療機関に紹介し、その後の確認検査の実施やその後のフォローを依頼する。
- ・ 専門医療機関への紹介にあたっては、紹介状等を活用し、確実に専門医療機関へ受診できるよう配慮するとともに、受診状況の確認を行う。
- ・ 本人が専門医療機関への紹介を希望しない場合は、産科医療機関にて確認検査を実施する。但し、確認検査の実施やその後のフォローにおいては、専門医療機関と相談しながら対応・支援を行っていくこととし、その旨、本人から同意を得ておくものとする。

④専門医療機関へ情報提供【連携様式：スクリーニング検査要精検者連絡票】

- ・ HTLV-1 抗体検査要精検者については、その後の確認検査の実施予定（専門医療機関へ紹介、自院で実施予定等）に関する情報を、要精検者連絡票にて専門医療機関へ情報提供を行う。

⑤市町へ情報提供【連携様式：妊産婦指導連絡票】

- ・ 要精検者については、本人の同意を得て、妊産婦指導連絡票等を活用し、市町（県保健福祉センター）の母子保健担当課に相談支援を依頼する。

(2) 専門医療機関の役割

※専門医療機関について

当面の間、専門医療機関は、厚生労働科学研究事業に携わっている金沢大学附属病院とし、産婦人科等での検査とカウンセリング、授乳指導をはじめ、小児科での児のフォロー、血液内科や神経内科での母のフォロー（必要時）を行う。

1) 確認検査（WB法）の実施

①検査前の説明【リーフレット②】

- ・HTLV-1抗体検査（一次スクリーニング）陽性の意味
- ・HTLV-1の感染により発症する病気（ATL及びHAM）
- ・HTLV-1の感染経路
- ・HTLV-1確認検査（ウエスタンブロット法：WB法）の目的と方法

※WB法を施行しても判定保留が少なからず存在することを説明しておく。

- ・検査費用：保険診療（一部の市町では妊婦精密健康診査票の活用が可能）

②カウンセリング

③確認検査（WB法）の実施（必要時、PCR法も実施）

2) 確認検査陽性の場合の告知（PCR法陽性の場合を含む）

①結果の説明【リーフレット③】

- ・告知は産婦人科医師が行う。

※説明は妊婦本人にまず行う。夫や家族には直接説明しないこと。家族に説明するか否かは妊婦本人が決める。医療関係者は本人が相談した範囲を把握し記録しておく。

- ・告知の内容：HTLV-1キャリアについて、ATL及びHAMについて
母子感染予防方法（栄養方法の選択）について
出産後の具体的な母親、子どもへの対応について

②カウンセリング

③栄養方法の選択にかかる情報提供

- ・カウンセリングや栄養方法の選択にかかる情報提供については、適宜、多職種によるチームで対応する。

④産科医療機関等へ情報を還元

- ・受診状況、カウンセリングの実施状況、授乳方法の選択、本人が相談した範囲等の情報について、産科医療機関等へ還元し、紹介元の産科医療機関でも継続した支援がされるように配慮する。

⑤市町へ情報提供【連携様式：妊産婦指導連絡票】

- ・陽性者については、本人の同意を得て、妊産婦指導連絡票等を活用し、市町（県保健福祉センター）の母子保健担当課に相談支援を依頼する。

3) 確認検査判定保留の場合の説明

①結果の説明【リーフレット④】

- ・検査の結果は判定保留であり HTLV-1 キャリアとはいえない。
- ・判定保留の中には一部 HTLV-1 キャリアもいるが、全く感染していない人も含まれている。
- ・判定保留の中で、どのくらい HTLV-1 キャリアがいるのか現状では不明である。
- ・判定保留の中に含まれる HTLV-1 キャリアからの母乳を介した母子感染率については、現在のところデータがない。
- ・PCR 法を施行する方法もあるが、この検査法は現在のところ保険適用外である。

※PCR 法の検査についての説明を丁寧に行い、母親が検査を希望するかしないかを決定できるよう支援していく。

当面の間、PCR 法実施については、厚生労働科学研究事業と連携する。

②カウンセリング

③栄養方法の選択にかかる情報提供

- ・カウンセリングや栄養方法の選択にかかる情報提供については、適宜、多職種によるチームで対応する。

④産科医療機関へ情報を還元

- ・受診状況、カウンセリングの実施状況、授乳方法の選択、本人が相談した範囲等の情報について、産科医療機関等へ還元し、紹介元の産科医療機関でも継続した支援がされるように配慮する。

⑤市町へ情報提供【連携様式：妊産婦指導連絡票】

- ・判定保留者については、母親に同意を得て、妊産婦指導連絡票等を活用し、市町（県保健福祉センター）の母子保健担当課に相談支援を依頼する。

4) キャリアへの栄養方法の選択にかかる意思決定支援の実施

HTLV-1 抗体陽性妊婦は、分娩、産褥期を迎えるまでに、HTLV-1 についての知識を得て、授乳方法の選択について意思決定を行っていることが重要である。

また、授乳方法の選択に関する情報については、紹介元産科医療機関でも継続した支援がされるように、情報共有等に配慮することが必要である。さらに、在宅においても継続した支援がされるよう、市町（県保健福祉センター）との情報共有にも配慮することが必要である。

※栄養方法の選択にかかる意思決定支援

①人工栄養を選択した場合

母乳分泌を抑制する処置を行う。

②短期母乳栄養を希望した場合

具体的な母乳中止時期の目安などを説明する。

※満3か月までに人工栄養に切り替える。

③凍結母乳栄養を希望した場合

搾乳手技や凍結方法について説明する。

- ④母乳栄養を希望した場合
一般的な指導を行う。

5) キャリアへの退院後に関する説明の実施

①退院後の育児等についての説明

②子どもの抗体検査についての説明

- ・検査の趣旨：HTLV-1の母子感染を起こしているかどうかは、どの栄養方法を選んだとしても3歳を過ぎてから検査をするとわかる。検査をするか否かは母親の判断だが、感染していないことがわかればATLやHAMなどの病気の心配はなくなる。もし、感染していた場合、適当な時期に告知をすることは必要であり、HAM等の症状に早く気づく等、早期に対応ができる。
- ・検査の時期：3歳以降
- ・受診医療機関：専門医療機関
- ・受診方法：事前に電話等で専門医療機関に問い合わせる。
- ・検査費用：保険診療

③母子の相談体制についての説明

- ・専門医療機関では、母やその家族等からの相談に対応していることを説明し、電話相談窓口の情報提供を行う。
- ・キャリアである母や子の病気の発症等が心配される場合には、必要に応じて、院内の血液内科や神経内科等と連携し、対応を行う。

【小児科の役割】

（３）小児科医療機関の役割

HTLV-1 陽性の母親から出生した子どもの抗体検査については、専門医療機関にて行う。
保護者が専門医療機関への紹介を希望しない場合は、小児科医療機関にて抗体検査を実施するが、検査の実施やその後のフォローについては、専門医療機関と相談しながら対応・支援を行っていくこととし、その旨、保護者から同意を得ておくものとする。

1) 子どもの抗体検査の実施

①子どもの抗体検査についての説明

- ・HTLV-1 の感染により発症する病気（ATL 及び HAM）
- ・HTLV-1 の感染経路
- ・検査の趣旨：HTLV-1 の母子感染を起こしているかどうかは、どの栄養方法を選んだとしても3歳を過ぎてから検査をするとわかる。検査をするか否かは母親の判断だが、感染していないことがわかればATLやHAMなどの病気の心配はなくなる。もし、感染していた場合、適切な時期に告知をすることは必要であり、HAM等の症状に早く気づく等、早期に対応ができる。
- ・検査費用：保険診療

②HTLV-1 抗体検査の実施

2) HTLV-1 抗体検査（一次スクリーニング）要精検（陽性）の場合

①結果の説明

- ・HTLV-1 の感染により発症する病気（ATL 及び HAM）
- ・HTLV-1 の感染経路
- ・HTLV-1 確認検査（ウエスタンブロット法：WB法）の目的と方法
※WB法を施行しても判定保留が少なからず存在することを説明しておく。
- ・検査費用：保険診療

②カウンセリング

③（小児科医療機関で検査を実施した場合）専門医療機関へ紹介

④市町へ情報提供【連携様式：妊産婦指導連絡票】

- ・地域での養育等の支援が必要な場合は、保護者の同意を得て、妊産婦指導連絡票等を活用し、市町（県保健福祉センター）の母子保健担当課に相談支援を依頼する。

3) 確認検査（WB法）の実施

①検査前の説明

- ・HTLV-1 抗体検査（一次スクリーニング）陽性の意味
- ・HTLV-1 の感染により発症する病気（ATL 及び HAM）

- ・ HTLV-1 の感染経路
- ・ HTLV-1 確認検査（ウエスタンブロット法：WB 法）の目的と方法
 - ※WB 法を施行しても判定保留が少なからず存在することを説明しておく。
- ・ 検査費用：保険診療

- ② カウンセリング
- ③ 確認検査（WB 法）の実施

4) 確認検査陽性の場合の告知

① 結果の説明【リーフレット⑤】

- ・ 告知は小児科医師が行う。
- ・ 告知の内容：HTLV-1 キャリアについて、ATL 及び HAM について
子どもへの対応について

② カウンセリング

③ 市町へ情報提供【連携様式：妊産婦指導連絡票】

- ・ 地域での養育等の支援が必要な場合は、保護者の同意を得て、妊産婦指導連絡票等を活用し、市町（県保健福祉センター）の母子保健担当課に相談支援を依頼する。

5) 確認検査判定保留の場合の説明

① 結果の説明

- ・ 検査の結果は判定保留であり HTLV-1 キャリアとはいえない。
- ・ 判定保留の中には一部 HTLV-1 キャリアもいるが、全く感染していない人も含まれている。
- ・ 判定保留の中で、どれくらい HTLV-1 キャリアがいるのか現状では不明である。

② カウンセリング

③ 市町へ情報提供【連携様式：妊産婦指導連絡票】

- ・ 地域での養育等の支援が必要な場合は、保護者の同意を得て、妊産婦指導連絡票等を活用し、市町（県保健福祉センター）の母子保健担当課に相談支援を依頼する。

(4) 保健機関（市町・県保健福祉センター等）の役割

1) 市町母子保健担当の役割

①妊娠届出時及び母子手帳交付時に、妊婦健康診査票の交付、検査の周知を行う。

【リーフレット①】

②必要時、HTLV-1抗体検査要精検者に対し、妊婦精密健康診査票を交付する。
（一部の市町を除く）

③必要時、妊産婦の相談、家庭訪問、妊婦精密健康診査票の交付、乳幼児健診等によるフォローを行う。

- ・県保健福祉センターと連携し、産科医療機関及び専門医療機関からの連絡を受理後、HTLV-1抗体検査要精検者等への対応を行う。
- ・対応においては、関係機関への連絡に関する同意の確認や集団場面での対応等、秘密の保持については十分に留意する。

2) 県保健福祉センターの役割

①必要時、医療機関からの連絡を受理後、市町と連携して、妊産婦の相談、訪問、訪問結果等の医療機関への連絡を行う。

- ・産科医療機関及び専門医療機関からの連絡に基づき、市町と連携し、HTLV-1抗体検査要精検者等への対応を行う。また、対応結果については、情報提供元の医療機関へ還元する。**【連携様式：妊産婦相談結果連絡票】**

- ・当面の間モデル実施とし、県保健福祉センター（金沢市は福祉健康センター）が窓口となり、支援のあり方等検討しながら行う。

②一般相談窓口として対応

3) 県担当課の役割

①HTLV-1母子感染対策検討会（周産期医療ワーキング会議で検討）の開催

②研修会の開催

③実態把握

④啓発普及

4 関係機関

(1) 妊婦健診実施機関一覧

名称	郵便番号	住所	電話番号
愛育産婦人科医院	920-0804	金沢市鳴和 1 丁目 13 番 6 号	076-252-3535
愛レディースクリニック	920-0363	金沢市古府町南 386 番地 2	076-249-1117
浅ノ川総合病院	920-8621	金沢市小坂町中 83	076-252-2101
あさひクリニック	921-8034	金沢市泉野 1 丁目 3 番 15 号	076-226-8707
石川県立中央病院	920-8530	金沢市鞍月東 2 丁目 1 番地	076-237-8211
うきた産婦人科医院	921-8013	金沢市新神田 4 丁目 7 番 25 号	076-291-2277
内田マタニティクリニック	920-1167	金沢市もりの里 1 丁目 212 番地	076-234-3511
丘村クリニック	920-3124	金沢市荒屋 1 丁目 87 番地	076-258-6116
金沢医療センター	920-8650	金沢市下石引町 1 番 1 号	076-262-4161
金沢市立病院	921-8105	金沢市平和町 3 丁目 7 番 3 号	076-245-2600
金沢病院	920-8610	金沢市沖町ハ 15	076-252-2200
金沢聖霊総合病院	920-8551	金沢市長町 1 丁目 5 番 30 号	076-231-1295
金沢赤十字病院	921-8162	金沢市三馬 2 丁目 251 番地	076-242-8131
金沢大学附属病院	920-8641	金沢市宝町 13 番 1	076-265-2000
木田医院	920-0942	金沢市小立野 5 丁目 12 番 15 号	076-231-3333
紺谷内科婦人科クリニック	920-0344	金沢市畝田東 2 丁目 125 番地	076-268-3035
佐川クリニック	921-8065	金沢市上荒屋 1-308	076-240-0300
城北病院	920-8616	金沢市京町 20 番 3 号	076-251-6111
杉浦クリニック	921-8142	金沢市光が丘 3 丁目 268 番地	076-298-1300
鈴木レディースホスピタル	921-8033	金沢市寺町 2 丁目 8 番 36 号	076-242-3155
林クリニック	921-8173	金沢市円光寺 3 丁目 13 番 15 号	076-243-4801
松田産婦人科医院	920-0981	金沢市片町 2 丁目 26 番 11 号	076-231-6249
まなぶ産科婦人科クリニック	921-8045	金沢市大桑 2 丁目 307 番地	076-255-7681
ママ BB クリニック	920-0203	金沢市木越町ト 5 番地 1	076-258-1122
めぐみクリニック	920-8217	金沢市近岡町 345-1	076-237-1135
吉澤レディースクリニック	920-0355	金沢市稚日野町北 295-1	076-266-8155
早稲田医院	920-0817	金沢市春日町 2 番 16 号	076-252-0696
荒木病院	923-0832	小松市若杉町 95 番地	0761-22-0301
川北レイクサイドクリニック	923-0964	小松市今江町に 41	0761-22-0232
恵愛病院	923-0801	小松市園町ハ 55 番地	0761-24-6111
小松市民病院	923-8560	小松市向本折町木 60 番地	0761-22-7111

名称	郵便番号	住所	電話番号
瀬川クリニック	923-0302	小松市符津町ウ 83	0761-44-5135
永遠幸レディースクリニック	923-0002	小松市小島町ル 50 番 1	0761-23-1555
正木レディースクリニック	923-0921	小松市土居原町 496 番 4	0761-21-8500
加賀市民病院	922-8522	加賀市大聖寺八間道町 65	0761-72-2100
田中医院	922-0034	加賀市大聖寺荒町 56	0761-72-0230
山中温泉医療センター	922-0193	加賀市山中温泉上野町ル 15-1	0761-78-0301
芳珠記念病院	923-1226	能美市緑が丘 11 丁目 71	0761-51-5551
手取川クリニック	923-1267	川北町壱ッ屋 199	076-277-0100
公立松任石川中央病院	924-8588	白山市倉光 3 丁目 8 番地	076-275-2222
恵愛会松南病院	924-0805	白山市若宮 3 丁目 63 番地	076-275-7611
ののいち産婦人科クリニック	921-8815	野々市市本町 2 丁目 18-22	076-248-5315
深江レディースクリニック	921-8841	野々市市郷町 260 番地	076-294-3336
やまぎしレディースクリニック	921-8832	野々市市藤平田一丁目 256 番地 1	076-287-6066
上島クリニック	929-0326	河北郡津幡町字清水ア 25	076-289-2233
金沢医科大学病院	920-0293	河北郡内灘町大学 1 丁目 1 番地	076-286-3511
桑原母と子クリニック	926-0821	七尾市国分町ラ部 2 番地 1	0767-52-4103
恵寿総合病院	926-8605	七尾市富岡町 94	0767-52-3211
公立能登総合病院	926-0816	七尾市藤橋町ア部 6 番地 4	0767-52-6611
山田産婦人科医院	926-0811	七尾市御祓町木部 6 番地 16	0767-52-3035
公立羽咋病院	925-8502	羽咋市的場町松崎 24 番地	0767-22-1220
松江産婦人科内科医院	925-0051	羽咋市島出町フ 63	0767-22-2479
市立輪島病院	928-8585	輪島市山岸町は 1 番 1 号	0768-22-2222
珠洲市総合病院	927-1213	珠洲市野々江町ニ部 1 番地 1	0768-82-1181
公立穴水総合病院	927-0027	鳳珠郡穴水町字川島タの 8 番地	0768-52-0511
ひまわり助産院	921-8116	金沢市泉野出町 4 丁目 13-22	090-2128-0727
まゆみ助産院	920-0062	金沢市割出町 342-6	090-7744-9913
ゆたか助産院	922-0041	加賀市大聖寺本町 39-2	090-1319-0128
すみれ助産院	924-0836	白山市山島台 1 丁目 47	090-9769-1959
生命の森 ひろ助産院	924-0832	白山市藤木町 255-2	076-274-8715
菜の花助産院	920-2155	白山市知気寺町り 29-1	090-3888-5069
どんぐり助産院	921-8801	野々市市御経塚 3-388	090-9765-5899
頼助産院	920-0271	河北郡内灘町鶴ヶ丘 1 丁目 296-2	076-286-1311
さくら助産院	927-0223	鳳珠郡穴水町鹿波 54 字 15 番地	090-7089-4731

(2) 相談窓口一覧 (厚生労働省ホームページより)

施設の名称			住所			TEL		FAX		メール	
南加賀保健所健康推進課			小松市園町又 48			0761-22-0796					
相談方法			受付曜日・時間			受付相談内容		母子感染		備考	
来所	TEL	FAX	メール			一般	ATL	HAM			機関
○	○				【月一金(祝日除く)】9:00-17:00	○			○		

施設の名称			住所			TEL		FAX		メール	
石川中央保健所健康推進課			白山市馬場 2-7			076-275-2250					
相談方法			受付曜日・時間			受付相談内容		母子感染		備考	
来所	TEL	FAX	メール			一般	ATL	HAM			機関
○	○				【月一金(祝日除く)】9:00-17:00	○			○		

施設の名称			住所			TEL		FAX		メール	
能登中部保健所健康推進課			七尾市本府中町ノ 27-9			0767-53-2482					
相談方法			受付曜日・時間			受付相談内容		母子感染		備考	
来所	TEL	FAX	メール			一般	ATL	HAM			機関
○	○				【月一金(祝日除く)】9:00-17:00	○			○		

施設の名称		住所		TEL	FAX	メール			
能登北部保健所健康推進課		輪島市鳳至町畠田 102-4		0768-22-2011					
相談方法		受付曜日・時間		受付相談内容					
来所	TEL	FAX	メール	一般	ATL	HAM	母子感染	備考	機関
○	○			○			○		
		【月～金(祝日除く)】9:00-17:00							

施設の名称		住所		TEL	FAX	メール			
金沢市保健所地域保健課		金沢市西念 3-4-25		076-234-5102					
相談方法		受付曜日・時間		受付相談内容					
来所	TEL	FAX	メール	一般	ATL	HAM	母子感染	備考	機関
○	○			○					
		【月～金(祝日除く)】8:30-17:00							

施設の名称		住所		TEL	FAX	メール			
石川県難病相談・支援センター		石川県金沢市赤土町ニ 13-1 石川県リハビリテーションセンター内		076-266-2738	076-266-2864	nanbyou@pref.ishikawa.lg.jp			
相談方法		受付曜日・時間		受付相談内容					
来所	TEL	FAX	メール	一般	ATL	HAM	母子感染	備考	機関
○	○	○	○			○			難病支援センター
		【月～土】月～金 8:30-17:15、土 8:30-12:30							

施設の名称		住所		TEL		FAX		メール	
金沢大学附属病院がん相談支援室		金沢市宝町 13-1		076-265-2040 直通					
相談方法		受付曜日・時間		受付相談内容		備考		機関	
来所	TEL	FAX	メール	一般	ATL	HAM	母子感染		
○	○予約			【月-金】9:00-17:00		○		がん相談支援センター	

施設の名称		住所		TEL		FAX		メール	
金沢医療センターがん相談支援室		金沢市下石引町 1-1		076-203-4581 直通		076-203-4583			
相談方法		受付曜日・時間		受付相談内容		備考		機関	
来所	TEL	FAX	メール	一般	ATL	HAM	母子感染		
○	○	○		【月-金】8:30-17:00		○		がん相談支援センター	

施設の名称		住所		TEL		FAX		メール	
石川県立中央病院がん相談支援センター		金沢市鞍月東 2-1		076-237-8211 (内線 3341)					
相談方法		受付曜日・時間		受付相談内容		備考		機関	
来所	TEL	FAX	メール	一般	ATL	HAM	母子感染		
○	○			【平日】8:30-17:00		○		がん相談支援センター	

施設の名称			住所		TEL		FAX		メール	
金沢医科大学病院がん相談支援センター (地域医療連携部内)			河北郡内灘町字大学 1-1		076-218-8217 直通					
相談方法			受付曜日・時間		受付相談内容		備考		機関	
来所	TEL	FAX	メール	一般	ATL	HAM	母子感染			
○	○			【月-土】月-金 8:45-17:00、 土 8:45-12:45	○					がん相談支援センター

施設の名称			住所		TEL		FAX		メール	
小松市民病院がん相談支援センター			小松市向本折町ホ 60		0761-22-7111 代表					
相談方法			受付曜日・時間		受付相談内容		備考		機関	
来所	TEL	FAX	メール	一般	ATL	HAM	母子感染			
○	○			【平日】9:30-11:30、 13:30-16:30	○					がん相談支援センター

施設の名称			住所		TEL		FAX		メール	
泉野福祉健康センター母子健康グループ			金沢市泉野 6-15-5		076-242-1131		076-242-8037			
相談方法			受付曜日・時間		受付相談内容		備考		機関	
来所	TEL	FAX	メール	一般	ATL	HAM	母子感染			
○	○	○		【月-金（祝日除く）】8:30-17:00			○			

施設の名称			住所			TEL		FAX		メール	
元町福祉健康センター母子健康グループ			金沢市元町 1-12-12			076-251-0200		076-251-5704			
相談方法			受付曜日・時間			受付相談内容					
来所	TEL	FAX	メール	一般	ATL	HAM	母子感染	備考		機関	
○	○	○		【月一金（祝日除く）】8:30-17:00				○			

施設の名称			住所			TEL		FAX		メール	
駅西福祉健康センター母子健康グループ			金沢市西念 3-4-25			076-234-5103		076-234-5104			
相談方法			受付曜日・時間			受付相談内容					
来所	TEL	FAX	メール	一般	ATL	HAM	母子感染	備考		機関	
○	○	○		【月一金（祝日除く）】8:30-17:00				○			

(3) 妊産婦指導連絡票送付先一覧

保健福祉センター	住所	担当課	電話番号	F A X	管轄市町
南加賀保健福祉センター	〒923-8648 小松市園町又 48	健康推進課	0761-22-0796	0761-22-0805	小松市、加賀市、能美市、川北町
石川中央保健福祉センター	〒924-0864 白山市馬場 2 丁目 7 番地	健康推進課	076-275-2250	076-275-2257	白山市、野々市市 かほく市、津幡町、内灘町
能登中部保健福祉センター	〒926-0021 七尾市本府中町ソ 27 番 9	健康推進課	0767-53-2482	0767-53-2484	七尾市、中能登町 羽咋市、志賀町、宝達志水町
能登北部保健福祉センター	〒928-0079 輪島市鳳至町畠田 102 番 4	健康推進課	0768-22-2011	0768-22-5550	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

福祉健康センター	住所	電話番号	F A X	管轄市町
金沢市 泉野福祉健康センター	〒921-8034 金沢市泉野 6 丁目 15 番 5 号	076-242-1131	076-242-8037	野町 弥生 中村町 十一屋 泉野 新野 菊川 小立野 南小立野 伏見台 押野 三馬 米泉 富樫 扇台 額 四十万 長坂台 内川 犀川 湯涌 東浅川
金沢市 元町福祉健康センター	〒920-0842 金沢市元町 1 丁目 12 番 12 号	076-251-0200	076-251-5704	材木町 味噌蔵町 中央 明成 馬場 森山町 浅野町 小 坂 千坂 夕日寺 大浦 田上 俵 医王山 森本 花園 朝 日 不動寺 三谷 杜の里
金沢市 駅西福祉健康センター	〒920-8533 金沢市西念 3 丁目 4 番 25 号	076-234-5103	076-234-5104	長田町 諸江 浅野川 鞍月 栗崎 大野町 金石町 大徳 戸板 緑 米丸 安原 西 木曳野 三和 新神田 西 南部

(4) 県内市町母子保健担当課一覧

市町名	住所		担当課	電話番号	F A X
	926-8550	七尾市本府中町ヲ 38			
七尾市	926-8550	七尾市本府中町ヲ 38	健康推進課	0767-53-3623	0767-53-2748
小松市	923-0961	小松市向本折町へ 14-4	いきいき健康課(すこやかセンター)	0761-21-8118	0761-21-8066
輪島市	928-0001	輪島市河井町 2 部 287-1	健康推進課	0768-23-1136	0768-23-1138
珠洲市	927-1214	珠洲市飯田町 5-9	福祉課健康増進センター	0768-82-7742	0768-82-8283
加賀市	922-8622	加賀市大聖寺南町二 11-5	健康課	0761-72-7866	0761-72-5626
羽咋市	925-0027	羽咋市鶴多町亀田 17	健康福祉課	0767-22-1115	0767-22-7179
かほく市	929-1125	かほく市宇野気二 71 番地 2	健康福祉課	076-283-1117	076-283-4116
白山市	924-0865	白山市倉光三丁目 100	健康増進課	076-274-2155	076-274-2158
能美市	923-1121	能美市寺井町ぬ 48 番地	健康推進課	0761-58-2235	0761-58-6897
野々市市	921-8825	野々市市三納三丁目 128	健康推進課	076-248-3511	076-248-7771
川北町	923-1267	川北町壱ツ屋 196	福祉課(川北町保健センター)	076-277-8388	076-277-8355
津幡町	929-0393	津幡町字加賀爪二 3 番地	健康こども課	076-288-7926	076-288-7935
内灘町	920-0271	内灘町鶴ヶ丘 2 丁目 161 番地 1	保険年金課保健センター	076-286-6101	076-286-6103
志賀町	925-0141	志賀町高浜町力の 1 番地 1	健康福祉課(保健福祉センター)	0767-32-0339	0767-32-4171
宝達志水町	929-1311	宝達志水町門前サ 11 番地	健康福祉課こども家庭室	0767-28-5526	0767-28-5569
中能登町	929-1704	中能登町末坂 2 部 57 番地 1	保健環境課(保健センターすくすく)	0767-74-0797	0767-74-0223
穴水町	927-0027	穴水町字川島々の 38 番地	健康推進課	0768-52-3589	0768-52-3320
能登町	927-0695	能登町松波 13 字 75 番地	健康福祉課	0768-72-2504	0768-72-8002

(5) 専門医療機関連絡窓口

専門医療機関名	診療科	担当医師	電話番号	相談・紹介方法	紹介受け入れ可能な曜日
金沢大学附属病院	産科婦人科	山崎 玲奈	076-265-2000(代)	産科外来受付につないで もらう	火曜 AM (初診)
	小児科	三谷 裕介	076-265-2000(代) 076-265-7444(小児科外来)	未熟児新生児外来担当医 につないでもらう	火曜 AM、木曜 PM、木曜 AM

※紹介受け入れ可能な曜日は平成26年度のもです。紹介される場合は、事前に上記までご確認ください。

(6) 関係者の相談窓口

相談窓口機関	医療機関	診療科等	担当医師	連絡先(電話・メール等)	相談・紹介方法
専門医療機関	金沢大学附属病院	産科婦人科	山崎 玲奈	076-265-2000(代)	産科外来受付につないで もらう
		小児科	三谷 裕介	076-265-2000(代) 076-265-7444(小児科外来) ped.yusuke@gmail.com	TELの場合、未熟児新生児 外来担当医につないで もらう
石川県産婦人科医会	金沢聖霊総合病院	産婦人科	朝本 明弘	076-231-1295(代) aasam471@gmail.com	電話・メール いずれでも可

5 様式

(1) 配布用リーフレット

① 妊娠届出・抗体検査受診時 配布用

ヒトT細胞白血病ウイルス-1型

HTLV-1 抗体検査を 受けましょう

お母さんと
赤ちゃんの
未来のために



HTLV-1は、主に母乳を介して母子感染するとされています。お母さんがHTLV-1に感染している場合は、授乳方法を工夫することによって、赤ちゃんがHTLV-1に感染する可能性を低くできることが分かっています。妊婦健診でHTLV-1抗体検査を受けて、ご自身の感染の状況を調べましょう。

Q1 HTLV-1抗体検査はいつ頃行うのですか？



HTLV-1抗体検査は、妊娠30週頃までに、妊婦健診を受診した際の血液検査で行います。この検査で陰性であれば感染はしていません。この検査で陽性となった場合は、この検査だけでは本当に感染しているかどうか分からないので、さらに精密検査を受ける必要があります。

Q2 HTLV-1の感染により、どのような病気になるのですか？

HTLV-1に感染した人のほとんどは、ウイルスによる病気を発症することなく一生を過ごしますが、ごく一部の人が(年間感染者1000人に1人の割合)は、感染してから40年以上経過した後に、成人T細胞白血病(ATL)という病気になることがあります。

また、ATLよりもまれですが、HTLV-1関連脊髄症(HAM)という神経の病気になることもあります。

Q3 HTLV-1は、どのようにして感染するのですか？

人から人への感染の主な経路は、母子感染と性行為による感染です。

HTLV-1は、普通の日常生活で感染することは、まずありませんので、きょうだい間や保育所・幼稚園などでの感染を心配する必要はありません。

Q4 母子感染は、どのようにして起こるのですか？



主に、HTLV-1に感染したお母さんの母乳を介して起こります。ただし、一部に母乳を介さない母子感染もあるとされていますが、詳しいことは分かっていません。

妊婦健診で調べる感染症



B型肝炎ウイルス

赤ちゃんに感染しても多くは無症状ですが、まれに乳児期に重い肝炎を起こすことがあります。将来、肝炎、肝硬変、肝がんになることもあります。

C型肝炎ウイルス

赤ちゃんに感染しても多くは無症状ですが、将来、肝炎、肝硬変、肝がんになることもあります。

ヒト免疫不全ウイルス(HIV)

赤ちゃんに感染して、進行するとエイズ(後天性免疫不全症候群)を発症します。

梅毒

赤ちゃんの神経や骨などに異常をきたす先天梅毒を起こすことがあります。

風疹ウイルス

お母さんが妊娠中に初めて風疹ウイルスに感染した場合、赤ちゃんに胎内感染して、聴力障害、視力障害、先天性心疾患などの症状(先天性風疹症候群)を起こすことがあります。

ヒトT細胞白血病ウイルス-1型(HTLV-1)

赤ちゃんに感染しても多くは無症状です。一部の人が、ATL(白血病の一種、中高年以降)やHAM(神経疾患)を発症します。

性器クラミジア

赤ちゃんに結膜炎や肺炎を起こすことがあります。

B群溶血性レンサ球菌(GBS)

赤ちゃんに肺炎、髄膜炎、敗血症などの重症感染症を起こすことがあります。

※これらの感染を調べる検査を実施するかどうかは、医療機関などによって、また、お母さんと赤ちゃんの経過によっても異なります。

石川県では、妊婦健診の結果や赤ちゃんの健康状態に応じて、主治医の先生からの連絡やお母さんからの相談等により、市町または保健所の保健師が相談に応じたり、家庭訪問を行っています。お気軽にご相談下さい。

母子感染を知っていますか？

妊婦健診で感染症検査を受けることができます



何らかの微生物(細菌、ウイルスなど)がお母さんから赤ちゃんに感染することを「母子感染」と言います。妊娠前から元々その微生物を持っているお母さん(キャリアと言います)もいれば、妊娠中に感染するお母さんもいます。「母子感染」には、赤ちゃんがお腹の中で感染する胎内感染、分娩が始まって産道を通る時に感染する産道感染、母乳感染の3つがあります。

赤ちゃんへの感染を防ぐとともにお母さん自身の健康管理に役立てるために、妊娠中に感染の有無を知るための感染症検査(抗体検査という場合もあります。)をします。妊婦健診を受診して、感染症検査を受けましょう。

もし、検査で感染症が見つかった場合には、赤ちゃんへの感染や将来の発症を防ぐための治療や保健指導が行われます。

分からないことは、かかりつけの産婦人科、小児科、市町村の母子保健担当窓口、最寄りの保健所などへご相談ください。



厚生労働省

②母の抗体検査陽性時 配布用

妊婦健康診査における HTLV-1 抗体検査結果が陽性(要精密検査)であった妊婦の方へ

妊婦健康診査では、お子さんへの感染を防ぐとともに、お母さん自身の健康管理のために、いくつかの感染症の検査をします。そのひとつに「HTLV-1 抗体検査」があります。

HTLV-1 というウイルスは、母乳を介してお母さんから子どもへ感染する可能性のあるものであるため、栄養方法を工夫することが必要となります。

今回、あなたから採血して調べた「HTLV-1 抗体検査」の結果が陽性（要精密検査）でした。

しかし、これは「あなたは HTLV-1 に感染している」ことを、ただちに意味するものではありません。この検査は、感染していないことをはっきりさせることができる検査ですが、この検査結果だけで感染していると決めることはできません。

従って、それを確かめるために別の方法（ウエスタンブロット法）で精密検査（確認検査）を行う必要があります。石川県では、精密検査を専門医療機関（金沢大学附属病院）で行っています。

この精密検査結果が陽性となった場合は「HTLV-1 に感染している可能性が高い（HTLV-1 キャリアとして対応する）」、陰性となった場合は「HTLV-1 に感染している可能性は低い」ということとなります。ただし、残念ながら、一部に精密検査の結果が「判定保留」と出ることがあり、この場合は「HTLV-1 に感染しているか現在のところ不明」となります。

今回の検査や結果を受けて、不安なことや質問したいことなどがあれば、遠慮せずに主治医や相談窓口にご相談ください。

相談窓口	住所・連絡先
金沢大学附属病院 産科婦人科外来 小児科外来	076-265-2000 金沢市宝町 13 番 1
南加賀保健福祉センター	0761-22-0796 小松市園町又 48
石川中央保健福祉センター	076-275-2250 白山市馬場 2-7
能登中部保健福祉センター	0767-53-2482 七尾市本府中町ソ 27-9
能登北部保健福祉センター	0768-22-2011 輪島市鳳至町畠田 102-4
金沢市 泉野福祉健康センター	076-242-1131 金沢市泉野 6-15-5
金沢市 元町福祉健康センター	076-251-0200 金沢市元町 1-12-12
金沢市 駅西福祉健康センター	076-234-5103 金沢市西念 3-4-25

③母の確認検査陽性時 配布用

精密検査(確認検査)における HTLV-1 抗体検査結果が陽性であった妊婦の方へ

今回、あなたから採血して調べた精密検査(確認検査)における HTLV-1 抗体検査の結果が陽性でした。

この結果は、「HTLV-1 に感染している可能性が高い(HTLV-1 キャリアとして対応する)」ことを意味し、あなたは HTLV-1 キャリアであると考えられます。

以下に、HTLV-1 キャリアとして知っておいた方がいいと思われることをご説明します。

この説明書は、主治医からの口頭での説明を補足し、記憶に留めるお手伝いのために用意したものです。これからの説明は、HTLV-1 キャリアであるご本人に対してのものです。説明を受けた上で、夫やその他のご家族にも一緒に説明を聞いてもらった方が良いと判断されたら、遠慮なく、主治医にその旨をお伝えください。

Q1 HTLV-1 キャリアとは何ですか？

ウイルスに感染し、そのウイルスが体内に残っているけれど、そのために何も病気が起こっていない人のことを「キャリア」と呼びます。

ウイルスに感染しても病気になるとは限りません。実際、私たちの体の中には何種類ものウイルスが持続感染または潜伏感染していて、私たちはみな何らかのウイルスのキャリアであるといえます(例えば、小さい頃に水疱瘡【みずぼうそう】に罹った人は、そのウイルスが体内に一生の間潜んでいます)。HTLV-1 というウイルスに感染しているけれど、そのために何も病気を起こしていない人のことを「HTLV-1 キャリア」と呼んでいます。

「HTLV-1 キャリア」は日本全国で約 108 万人(推定)いますので、「HTLV-1 キャリア」であることは決して珍しいことではありません。

Q2 HTLV-1 とはどんなウイルスですか？

HTLV-1 は私たちのリンパ球(免疫を司る細胞、白血球のひとつ)に感染し、一生そこに留まる持続感染状態になります。ほとんどの場合、キャリアは HTLV-1 による病気を引き起こすことなく一生を過ごしますが、一部のキャリアはやがて成人 T 細胞白血病(ATL)や HTLV-1 関連脊髄症(HAM)などの病気を発症します。

Q3 ATL や HAM とはどんな病気ですか？

ATL とは、HTLV-1 が感染したリンパ球ががん化したもので、白血病になるタイプとリンパ腫になるタイプがあります。ATL の発症は 40 歳頃まではほとんどなく、それ以降に年間キャリア約 1,000 人に 1 人の割合で発症します(生涯を通じての発症率は約 5%)。男性に発症する人が多いとされています。

HAM は、30~50 歳くらいでの発症が多く、年間キャリア約 3 万人に 1 人の割合で起こる極めて珍しい病気で、歩行障害や排尿障害や排便障害が起こります。

Q4 ATL や HAM を防ぐにはどうしたらいいですか？

いったんキャリアになった人が ATL や HAM の発症を防ぐ方法は、まだ見つかっていません(今後発見される可能性はあります)。現在のところ、これらの病気を防ぐ唯一の方法はキャリアになることを防ぐことです。特に、ATL は母子感染によってキャリアとなった人にだけ起こる病気ですので、母子感染を防ぐことがとても大切です。

Q5 母子感染を防ぐにはどうしたらよいのですか？

HTLV-1 は主に母乳を介して母子感染します。ただ、その他の経路の感染も低頻度ですが存在します。授乳期間が長いほど感染率が高くなることが知られています。

- ・ 6ヶ月以上母乳を飲ませた場合は 15~20%
- ・ 人工栄養のみで育てた場合は 約 3%

が感染します。

また、満 3ヶ月までの短期間のみの母乳栄養【短期母乳栄養】であれば、人工栄養とあまり感染率が変わらなかったという小規模のデータを元にした報告もあります。

従って、子どもへの感染の可能性を下げるために最も確実な方法は、

①母乳をあげずに人工乳のみをあげる【完全人工栄養】です。

もしも母乳をあげる場合には、下記のようにします。

②母乳をあげる期間を満 3ヶ月までにとどめる【短期母乳栄養】

③母乳を搾乳し、いったん凍結してから解凍して飲ませる(この操作でウイルスに感染した細胞が死にます)【凍結母乳栄養】

残念ながら、ワクチンや抗ウイルス薬は開発されていないので、親の意思による栄養方法の選択以外には、感染の可能性を減らすことはできません。もちろん、子どもへの HTLV-1 感染の可能性について承知の上で、①~③の方法を選択せず、長期間、母乳栄養で育てる方法もあります。

Q6 子どもへの栄養方法をどうしたらよいか迷っています。

母乳をあげたら絶対感染する訳ではありませんし、また、全くあげなかった場合でも感染の可能性がゼロになる訳ではありません。

本来、母乳は赤ちゃんにとって良いものですから、迷うのは当然のことです。しかし、ATL の予防という意味では、HTLV-1 に感染しないことが有効です。それぞれの母親にとって無理のない形で母子感染の可能性を少しでも小さくすることは大切なことだと考えています。

お子さんのことを真剣に考えて選ばれた栄養方法はどれを取っても「お子さんへの愛情」から来るものですから、それをサポートします。

Q7 子どものことだけでなく、自分自身のことや家族のことなど、他にも知りたいことや相談したいことがあるのですが、どうしたらよいですか？

希望があればカウンセリングを受けることができます。主治医にその旨をお伝えください。一緒に聞いてもらいたいご家族がいらっしゃいましたら、ご一緒にカウンセリングを受けてください。

Q8 母乳による感染を防ぐために具体的にはどうしたらよいですか？

完全人工栄養を選択される場合、母乳分泌を抑制することができます。希望される場合は、産科主治医にご相談ください。また、完全人工栄養の場合でも母子のスキンシップの重要性は全く変わりません。授乳の際にどのようにスキンシップを取るかを産科主治医や助産師にご相談ください。

短期母乳栄養を希望される場合、具体的な母乳中止時期の目安を満 3ヶ月までと考えています。予定通りの時期に人工栄養へ切り替えられるよう、保健師等の支援を受けることもできます。

凍結母乳栄養を希望される場合、搾乳、凍結、解凍、授乳の方法を具体的にお示しします。産科主治医、保健師、助産師等にご相談ください。

Q9 子どもへのかかり方について気をつけることはありませんか？

栄養方法のことを除いて、かかり方に違いはありません。母乳以外の母子間の触れ合いで感染が起こることはありません。

どのような栄養方法をとられたかにかかわらず、お子さんが HTLV-1 母子感染していないかを確認するため、3歳の時またはそれ以降に HTLV-1 抗体検査を受けることを勧めています。それは、もしもお子さんが感染していた場合に、その事実を望ましい時期に望ましい形で伝えることができるからです。

3歳の時またはそれ以降に、かかりつけの小児科などで、お子さんの HTLV-1 抗体検査を行うことをお勧めします。

④母の確認検査判定保留時 配布用

精密検査(確認検査)における HTLV-1 抗体検査結果が 判定保留であった妊婦の方へ

今回、あなたから採血して調べた HTLV-1 抗体検査は、精密検査（確認検査）まで行いましたが、判定保留という結果でした。つまり、あなたが「HTLV-1 感染の可能性が高い」のか「HTLV-1 感染の可能性は低い」のかを、抗体検査では判断できなかったということになります。残念ながら、これは現在の抗体検査法の限界で、判定保留者の中にどれくらいの割合で本当の感染者がいるのかも分かっていません。

判定保留であった場合に、HTLV-1 キャリアと同様の母子感染予防対策を講じたほうがよいのかどうか、まだ医学的に結論が出ていません。HTLV-1 キャリアと同様の対応をすることを希望される場合は、母子感染が起こる可能性を少なくするために母乳をあげない（または、あげる場合には満3ヶ月までの短期間に留めるか、搾乳したものをいったん凍結して解凍した母乳を与える）などの対応をします。搾乳方法の選択にあたっては、それぞれの長所と短所がありますので、主治医の先生とよくご相談してください。

抗体検査以外に HTLV-1 に感染しているかどうかを調べる方法として、PCR 法というものがりますが、この検査法は現在のところ保険適用外です。また、この方法で検査を行っても HTLV-1 感染の有無について、100%確実に判定できる訳ではありません。この検査を行うことを希望する場合は、主治医にご相談ください。

⑤子の確認検査陽性時 配布用

3歳以降の追跡調査において、 お子さんの HTLV-1 抗体検査(精密検査)結果が 陽性であったお母様へ

今回、あなたのお子さんから採血して調べた精密検査の結果、キャリアであることが分かりました。

あなたが妊娠中に HTLV-1 キャリアとして理解しておいた方がいいと思われることを別の文書で説明しましたが、この説明書は特にお子さんが HTLV-1 キャリアの場合に必要なことを補足し記憶に留めるお手伝いのために用意したものです。口頭での説明もこの説明書による説明も、あなたに対してのもです。ご説明を受けた上で、夫やその他のご家族にも一緒に説明を聞いてもらった方がいいと判断されたら、遠慮なく、主治医にその旨をお伝えください。

最もお伝えたいことは、お子さんがキャリアになったことについて責任はあなたにはないということです。あなたは自分の知らないうちにいつの間にかキャリアになっていた訳ですし、お子さんの栄養方法については、子どものことを一生懸命考えて決めたことです。このような結果にはなりましたが、あなたがお子さんへの愛情から選ばれたことに間違いと言うことは決してありません。「最初から断乳しておけばよかった」とか、「どうせ感染してしまうのだったら、存分に母乳をあげようとしておけばよかった」と、後悔しないようにしてください。

Q1 HTLV-1 キャリアの子どもが健康上で 注意しなければならないことはありますか？

成人 T 細胞白血病 (ATL) の発症は通常 40 年以上先の遠い将来のことであり、生涯のうちに発症する確率は 5% 程度です。子どものうちに ATL を発症することはありません。

HTLV-1 関連脊髄症 (HAM) という病気は、ごく希に 10 歳未満でも発症することがありますので、お子さんに歩行障害 (歩行時の足のもつれ、足の脱力感など) や排尿障害 (尿の回数が多くなったり、逆に尿の出が悪くなったりなど) や排便障害 (便をうまく出せないなど) の症状が出現した場合、その可能性も念頭に置く必要があります。

しかし、大部分のお子さんは何の病気も起こすことなく成長します。予防接種も通常通り受けて結構ですし、風邪を引いたりしたときも他のお子さんと比べて何か特別な注意があることはありません。

Q2 この子から他の人に感染しますか？

このウイルスの主な感染経路は母子感染 (主に母乳を介して) と性行為感染 (主に男性から女性へ) と輸血感染です。それ以外の日常生活の中で感染していくことはありませんので、大人になるまで是人に感染する可能性が極めて低く、普通に生活していて構いません。

女の子であれば、将来子どもを持つ際に母子感染が起きる可能性があります。しかし、母子感染の可能性は栄養方法の選択によってある程度まで下げることができます。

男の子であれば、将来性行為を行うようになると相手の女性が感染する可能性があります。ただ、大人になってから感染して ATL を発症したという事例はこれまでのところ知られていません。

現在、献血の際には HTLV-1 抗体検査を実施していますので、男の子でも女の子でも、献血した場合にその血液が用いられることはありません。

Q3 この子に自分がキャリアであることを教えた方がよい でしょうか？ 教えるとしたら、いつがよいでしょうか？

お子さんにキャリアであることを伝えるかどうか、伝えるとしたらいつがよいのかは、最終的にはあなた (もし夫にもお話しになっている場合はご夫妻) のご判断によります。

ただ、もし伝えなかった場合でも、将来献血をするようになった時や、(女の子であれば) 妊娠した時の検査によって、自分がキャリアであることを知ることになります。もしかしら、そのような形で自分がキャリアであることを知るとショックを受けるかも知れません。従って、もし知らせるとしたら、献血できる年齢 (16 歳) になる前、中学生頃が高校に入って間もない頃を目安にした方がいいかもしれません。

説明を行う際には、医療関係者も交えて正しい知識を伝えることで、誤解から不必要な悩みを持たないで済むように努めることもできます。

Q4 この子が ATL や HAM になることを防ぐにはどう したらよいのですか？

現時点では、まだ、いったんキャリアになった人が ATL や HAM の発症を防ぐ方法は見つかっていません。しかし、お子さんが成長し、これらの病気を起こすかも知れない年齢に達した頃には、何らかの発症予防法や、もしも発症してしまった場合に有効な治療法が開発されているかも知れません。その場合には、様々な形で呼びかけることになるだろうと予測されますので、ご自身がキャリアであることを知っておくことは大切だと思います。

(2) 連携様式

① スクリーニング検査要精検者連絡票(かかりつけ医療機関 → 専門医療機関)

※本連絡票は、専門医療機関(金沢大学附属病院)にてスクリーニング検査要精検者の情報を集約するためのものです。下記にご記入のうえ、FAXにてお送りください。必要に応じて、専門医療機関より貴院にご連絡させていただきます。

※ご協力くださいますようお願いいたします。

平成 年 月 日

金沢大学附属病院 産科婦人科 医局 御中
(FAX 076-234-4266)

医療機関名：

住 所：

電 話 番 号：

医 師 氏 名：

下記の方について連絡します。

妊産婦の生年月日	(昭和 ・ 平成) 年 月 日生
妊産婦の住所 (※該当市町名に○)	小松市 ・ 加賀市 ・ 能美市 ・ 川北町 金沢市 ・ 白山市 ・ 野々市市 ・ かほく市 ・ 津幡町 ・ 内灘町 七尾市 ・ 羽咋市 ・ 志賀町 ・ 宝達志水町 ・ 中能登町 輪島市 ・ 珠洲市 ・ 穴水町 ・ 能登町
スクリーニング 検査実施日	平成 年 月 日
確認検査の 実施予定	ア 貴院(専門医療機関)に紹介 イ 当院にて確認検査を実施予定 ウ その他 ()
その他連絡事項	

② 妊産婦指導連絡票（医療機関 → 保健福祉センター）

平成 年 月 日

石川県 保健福祉センター所長 様

医療機関名
住所
電話番号
医師氏名

印

下記の方を紹介しますので、保健指導方よろしくお願ひします。

妊産婦の氏名	(妊婦・産婦)
妊産婦の生年月日	年 月 日 生 (歳)
妊産婦の住所 (電話番号)	(電話)
出産(予定)日	(予定日) 年 月 日 (出産日) 年 月 日 (第 子)
出産(予定)医療機関名	
妊産婦の状況 (該当項目に○をつけ 必要事項を記載して 下さい。)	ア 多胎 → 2胎 3胎 その他 () イ 若年の妊娠・出産 ウ 未婚 エ 身体的・精神的疾患 (疾患名) オ 産後うつ(疑い) (EPDS 点) ※ カ その他
妊娠・分娩経過	
保健福祉センター への連絡事項	
連絡先	担当者氏名 職種

※産婦一般健康診査問診票がある場合は、その写しを合わせて添付してください。

紹介手順 本連絡票を管轄の保健福祉センターに郵送【急ぐ場合は電話で連絡】
控えを産婦人科医会事務局に送付

③ 妊産婦相談結果連絡票（保健福祉センター → 医療機関）

平成 年 月 日

主治医 様

保健福祉センター所長
 連絡先
 住所
 電話番号
 担当者名

平素、地域母子保健事業に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
 先般、ご連絡頂きました下記の方の相談結果について報告いたします。

妊産婦の氏名	*保健福祉センターにて記載 (妊婦・産婦)
妊産婦の生年月日	年 月 日 生 (歳)
妊産婦の住所	
出産(予定)日	(予定日) 年 月 日 (出産日) 年 月 日 (第 子)

相談結果

身体状況	
生活状況	
主 訴	
支援内容	
今後の支援方針	

石川県周産期医療ワーキング会議 検討メンバー

平成 25 年度

氏名	職名
久保 実	県立中央病院副院長兼いしかわ総合母子医療センター長
上野 康尚	県立中央病院いしかわ総合母子医療センター一部長
干場 勉	県立中央病院いしかわ総合母子医療センター一部長
平吹 信弥	県立中央病院いしかわ総合母子医療センター一部長
藤原 浩	金沢大学附属病院周産母子センター産科婦人科教授
三谷 裕介	金沢大学附属病院周産母子センター講師
小林 あずさ	金沢医科大学病院小児科講師
藤井 亮太	金沢医科大学病院産科准教授
酒詰 忍	金沢医療センター小児科医長
金谷 太郎	金沢医療センター産婦人科医長
浮田 俊彦	石川県医師会副会長・石川県産婦人科医会会長
朝本 明弘	石川県産婦人科医会副会長・HTLV-1 対策担当
伊川 あけみ	石川県石川中央保健福祉センター所長

※順不同

石川県HTLV-1母子感染予防対策マニュアル
【第1版】

平成26年5月

石川県健康福祉部少子化対策監室

〒920-8580 金沢市鞍月1-1
TEL 076-225-1424 FAX 076-225-1423